

IFRS第4号フェーズ2の最終化に 向けたさらなる進展 無配当契約に関する経過措置

Francesco Nagari
Deloitte Global IFRS Insurance Lead Partner
2014年10月30日



目次

- 無配当契約に関する経過措置についての議論のハイライト
- スタッフ提案とIASBの審議内容の詳細な分析
- 有配当契約に関する議論の現状、次のステップと今後の日程のアップデート

無配当契約に関する経過措置についての議論のハイライト

- IASBは、新基準案は実務上不可能な場合を除きIAS第8号に従い遡及適用しなければならない、という2013年EDにおける結論を再確認した。
- 完全な遡及適用が実務上不可能な場合について、IASBは、単純化したアプローチが適用されなければならないことを再確認したが、2013年EDの提案を修正したアプローチを適用することとした。
- 単純化したアプローチが実務上不可能な場合について、IASBは、表示する最も古い期間の期首現在の契約上のサービス・マージン（CSM）を同日現在で測定した保険契約の公正価値と、履行キャッシュ・フローの差額として算定しなければならないことを決定した。
- 単純化したアプローチ又は公正価値アプローチに従って契約が測定された場合には開示を追加しなければならない。

2014年10月23日の会議で議論された論点

- 実務上不可能な場合を除き、企業が新基準案を遡及的に適用すべきかどうか。
- 2013年EDで提案された単純化したアプローチを修正すべきかどうか。
- 単純化したアプローチの適用が実務上不可能である場合にとりうる代替的なアプローチを特定する必要があるかどうか。

スタッフの分析

- 全般的に支持されたため、実務上不可能な場合を除き保険者は新基準案を遡及的に適用すべきであるという提案について、再検討する必要性はほとんどなかった。
- 一方で、運用上の複雑性、データの不足及び主観的な見積りに関する懸念が示された。
- 当初認識時から金利が低下したため、移行時にその他の包括利益（OCI）に累積損失を認識する保険者もある。そのような損失は時の経過とともに将来の期間にわたってリサイクルされることにより相殺される。
- 他のケースでは、死亡率や費用に関する前提条件の有利な変動により、表示する最も古い期間の期首におけるCSMが当初の予想よりも多額になる場合もある。
- この結果は、当初の予想よりも金利が低いことにより生じた投資損失はそれが生じた期間に認識し、当初予想よりも多額な引受利益は将来の期間の純損益に認識するという状況を正確に表している。

無配当契約に関する経過措置

遡及適用

スタッフの分析 (続き)

- 保険契約の割引率の影響から生じる損益の認識は金融商品の損益と整合し、引受損益の認識はサービス契約の会計処理と整合する。

スタッフ提案

- 表示する最も古い期間の期首において、企業は、実務上不可能である場合を除いて、本基準をIAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って遡及適用すべきである。

スタッフのコメントとIASBの審議内容

- 議論の主なポイントは以下の通りである。
 - IASBは表示する最も古い期間の期首にCSMを見積ることを全般的に支持した。
 - 運用上の複雑性、データの不足、主観的な見積り及びそのような見積りの監査可能性に対して懸念が示された。
 - 一部の商品及び保険種目に完全な遡及適用を行うことができる保険者もあれば、実務上不可能な保険者もある。
 - 一部の保険者は、契約の当初認識以降に金利が大きく下落しているため、資本に累積損失を認識する可能性がある。
 - 契約の当初認識以降に金利が大きく下落した場合、資本が負値になり得る。
 - 複雑さ、主観性及びコストのため、完全な遡及適用を要求すべきかどうか

無配当契約に関する経過措置

遡及適用

スタッフのコメントとIASBの審議内容(続き)

- 完全な遡及適用では、長年に亘り形成された各国の保険規制の多様性に対応できない。
- いくつかのアジア市場では、多くの契約が当初認識された時に、長期の国債が存在しなかった。
- 最後の2点は、投資家を混乱させうる、いくつかの重要な意図せざる結果（例えば、負の資本）を生み出す。
- 残存契約期間に亘り提案の内容を適用するよりも、移行時の比較可能性の達成を優先したほうが良い。
- 「実務上不可能」の解釈はIAS第8号に定義されており明確である。新基準案は厳格に適用されなければならない。

IASBの投票

- 9名のIASB理事がスタッフ提案に賛成し、5名の理事は反対した。

スタッフの分析

- 単純化したアプローチに対して全般的な支持があった。
- 遡及適用よりもコストがかからない。
- 単純化したアプローチで要求される情報の不足に対する懸念があった。
- 遡及適用と完全に比較可能な結果は提供しないが、異なる目的のための手法による測定と比べれば、より近い近似値を提供する。
- 2013年の提案におけるリスク調整に関連する論点
 - 当初認識時のリスク調整が表示する最も古い期間の期首現在のリスク調整に等しい金額として見積られるならば、過小計上となるだろう。
 - これは、CSMの過大計上（したがって、保険契約負債の過大計上と利益剰余金の過小計上）を引き起こすであろう。
 - 想定されるリスクの解放の分だけリスク調整を調整することでこれら論点を回避し得る。

無配当契約に関する経過措置

単純化したアプローチ

スタッフの提案

- 遡及適用が実務上不可能である場合には、企業は、2013年EDで提案されている単純化したアプローチを次のような修正を行った上で適用すべきである。
 - 当初認識日時点のリスク調整は、表示する最も早い期間の期首現在のリスク調整そのものではなく、それ以前の期間に想定されるリスクの解放分だけ調整することによって見積るべきである。
 - 「過去」の想定されるリスクの解放は、表示する最も古い期間の期首現在で企業が発行している類似の保険契約のリスクの解放を参照して決定すべきである。

スタッフのコメントとIASBの審議内容

- 上記提案についての議論はほとんどなかった。

IASBの投票

- スタッフの提案に全員一致で賛成した。

無配当契約に関する経過措置

単純化したアプローチが実務上不可能な場合の公正価値アプローチ

スタッフの分析

- 単純化したアプローチが実務上不可能な場合に公正価値アプローチを適用する。
- キャッシュ・フロー情報が不足する場合、OCIの見積りに単純化したアプローチを使用することは実務上不可能かもしれない。
- そのような状況において公正価値による測定は以下の点で不利である。
 - 比較可能性の低下
 - 将来収益の過大計上に対する潜在的なリスク
- 単純化したアプローチの下で定められたような割引率を見積もることは常に可能であるとスタッフは結論づけた。

スタッフの提案

- 単純化したアプローチが実務上不可能である場合には、企業は「公正価値アプローチ」を適用すべきである。そのアプローチでは、企業は次のことを行う。
 - 表示する最も古い期間の期首現在のCSMを、同日現在で測定した保険契約の公正価値と、履行キャッシュ・フローの差額として算定する。
 - 純損益に表示する金利費用に使用する割引率、及び、会計方針として選択した場合に資本に累積されるOCIの関連する金額を、2013年EDで提案した単純化したアプローチによる方法を用いて、当初認識日現在の割引率を見積って算定する。

スタッフのコメントとIASBの審議内容

- 議論における主なポイントは以下の通りである。
 - CSMが該当契約について請求された保険料に基づかなくなることをスタッフは指摘した。
 - 長年に亘り短期国債しか利用可能でなかった国々では割引率が判明しないだろう。
 - そのような状況ではイールド・カーブは補外推計されるとスタッフは述べた。
 - 同一の保険者に3つの移行アプローチを許容することは、比較可能性を阻害することになる。
 - 保険者は公正価値アプローチを広範囲に使用することを正当化しようとするかもしれない。将来利益の認識の点と、完全な遡及アプローチ及び単純化したアプローチに比べて適用のためのコストが低い点が魅力となるかもしれないからである。

無配当契約に関する経過措置

開示

スタッフの提案

- 表示する各期間のうち、単純化したアプローチ又は公正価値アプローチに従って測定された契約が存在する期間について、2013年EDで提案した情報が下記の項目について別個に開示されるべきである。
 - 単純化したアプローチを用いて測定した契約
 - 公正価値アプローチを用いて測定した契約

スタッフのコメントとIASBの審議内容

- 上記提案についての議論はほとんどなされなかった。

両提案に対するIASBの投票

- 11名のIASB理事が公正価値アプローチと開示に関するスタッフの提案に賛成し、3名が反対した。

- IASBは、2013年EDの「ミラーリングアプローチ」導入の提案が関係者から全般的に反対されていることを認めた。
- 何名かのコメント提出者は、有配当契約に含まれる有配当性の特性を反映するようにBBAを調整するようにIASBに提案した。当該特性は、保険契約者のキャッシュ・フローには保険者が保有する基礎となる項目から生じるリターンの一部が含まれるというものである。
- IASBは保険契約と金融商品にこの特性が存在する可能性があることを認めている。有配当性を有する金融商品の一部とすべての保険契約が対象範囲に含まれることになる。

- 検討されている調整は主に次の2つの領域である。
- CSMの「アンロック」は、基礎となる項目から生じるリターンに対する将来の保険者持分の変動を反映し得る。この調整されたCSMに対する利益認識の基礎は定義されなければならない。
- 純損益とOCIに分けて貨幣の時間価値を表示する会計方針の選択肢では、当初認識時に設定した市場整合的な割引率ではなく、予想信用利回りに基づく資産に依存した利回りが使用されるだろう。
- IASBがこれらの調整を受け入れる場合、これらの調整の適用範囲の検討が重要になるだろう。

- 欧州CFOフォーラムは有配当契約のためのモデルを提案しており、欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）がこれに賛同している。
- これは全ての有配当契約に適用可能な概念的モデルである。有配当契約は、保険者によって実在資産が保有されているかどうかにかかわらず、特定の資産プールに関連した変動リターンを提供する契約として定義されている。
- この範囲は広く、欧州型、アジア型、米国型の保険契約が含まれる。
- 保険者が有する基礎となる項目から生じる変動リターンに裁量の要素が含まれる場合には、保険リスクの移転が存在しない契約の一部も範囲に含まれる（有配当性を有する投資契約）。

主な特性は次の通りである。

- B/S測定においてはキャッシュ・フローの分離を行わず、（資産に依存するかどうかに係らず）全てのキャッシュフローに単一の割引率カーブを適用
- P/Lにおける貨幣の時間価値の「表示」には簿価利回りをを用い、差額をOCIに計上する。
- 全ての変数（オプションと保証を含む）の完全なアンロックを伴う、基礎となる項目から生じる将来利益の保険者持分のCSMについての定義
- 保険契約者へのサービスの提供に基づく利益認識

次のステップ

CFOフォーラムとの議論、残りの論点及び最終基準書の公表

- 11月14日の欧州CFOフォーラムからのプレゼンテーション後に、IASBは5月に始まったこのトピックに関して、予備的活動の完了を宣言するかもしれない。
- IASBはその後、有配当契約に関する意思決定セッションに移行するかもしれない。IASBは、無配当契約に関して到達した決定事項についても再検討した上で、新基準案の発効日を定めるだろう。
- 再審議を2015年前半に完了し、その年の後半に最終基準書を公表する可能性が高い。

コンタクトの詳細

Francesco Nagari

Deloitte Global IFRS Insurance Lead Partner

+852 2852 1977

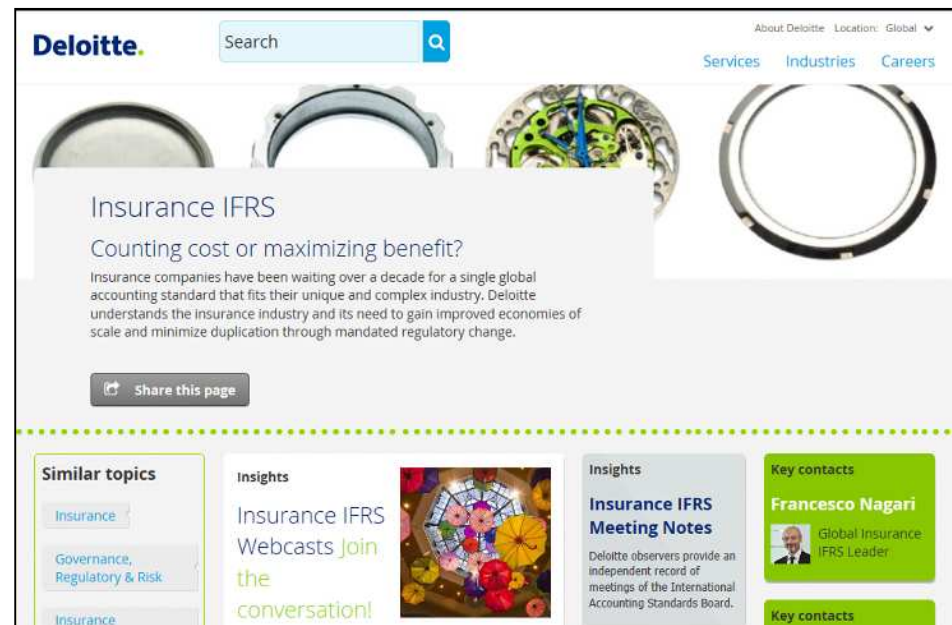
fnagari@deloitte.co.uk

Deloitte Insights into IFRS Insurance (i2ii)

www.deloitte.com/i2ii



 @Nagarif



The screenshot shows the Deloitte website interface. At the top, there is a search bar and navigation links for 'Services', 'Industries', and 'Careers'. The main content area features a large article titled 'Insurance IFRS' with the sub-headline 'Counting cost or maximizing benefit?'. Below the headline, there is a short paragraph of text. A 'Share this page' button is visible. Below the main article, there are several sidebars: 'Similar topics' with links for 'Insurance', 'Governance, Regulatory & Risk', and 'Insurance'; 'Insights' with a link for 'Insurance IFRS Webcasts Join the conversation!'; another 'Insights' section for 'Insurance IFRS Meeting Notes'; and a 'Key contacts' section featuring Francesco Nagari, Global Insurance IFRS Leader.

Insurance Centre of Excellence:

insurancecentreofexc@deloitte.co.uk



Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), a UK private company limited by guarantee, and its network of member firms, each of which is a legally separate and independent entity. Please see www.deloitte.co.uk/about for a detailed description of the legal structure of DTTL and its member firms.

Deloitte LLP is the United Kingdom member firm of DTTL.

This publication has been written in general terms and therefore cannot be relied on to cover specific situations; application of the principles set out will depend upon the particular circumstances involved and we recommend that you obtain professional advice before acting or refraining from acting on any of the contents of this publication. Deloitte LLP would be pleased to advise readers on how to apply the principles set out in this publication to their specific circumstances. Deloitte LLP accepts no duty of care or liability for any loss occasioned to any person acting or refraining from action as a result of any material in this publication.

Deloitte LLP is a limited liability partnership registered in England and Wales with registered number OC303675 and its registered office at 2 New Street Square, London EC4A 3BZ, United Kingdom. Tel: +44 (0) 20 7936 3000 Fax: +44 (0) 20 7583 1198.